

平成29年7月31日(月)までの認定こども園移行に関する質疑応答

※第1回説明会及び6月20日(火)までの質疑応答は別に掲載しています。

※7月23日(日)に開催した仲西幼稚園保護者説明会の質問内容も含まれます。

	質問	回 答
1	校区外の子どもはバス利用か。バスが無いならその分保育料を安くできないか。	本市ではバス利用の認定こども園は今のところ計画していません。保育料にはバス代は含まれていないため、バス利用が無いとしてもその分保育料を安くすることはありません。
2	校区内の子で定員オーバーになってしまった場合の対応は。	校区内の子どもの申込が定員を上回る場合は、2号認定の子どもの利用調整を行いたいと考えています。(隣接する保育所への利用調整を行う等。) 仲西幼稚園については、これまでの園児数や校区内の子どもの数を踏まえながら定員を考えています。5歳児の1号認定の子どもは特に優先したいと考えています。
3	幼稚園の預かり保育が19時まで利用可能、長期休みも利用可能であることを知らず保育園を利用している保護者もいる。今後、希望者が予想以上に出た場合の対応は。	
4	3年保育と給食導入は前から聞いていた。現在と変わるところは土曜保育のみに感じられるが、その準備を飛ばして急いでこども園を進めていくことなのか。	3年保育と給食導入は今年度モデル事業として実施しています。土曜保育のみが変わるとのご質問内容ですが、そのほか公立幼稚園と認定こども園を比較した場合、 ①4月1日からの受入 ②特別支援学級の受入の拡充 (幼稚園:5歳児午前中のみ、認こども園:必要年齢に応じた受入を基本に午後以降の利用も可能) ③クラス担任配置について (幼稚園:35人対1人、認こども園:30人対1人) ④子育てに関する相談、子育て支援施設としての役割 ⑤小規模保育施設への支援及び卒園児の受入(連携施設としての役割) ⑥食育計画の策定に基づく食育の推進 などのメリットがあります。 施設の位置づけとして、市立幼稚園は幼児教育施設ですが、認定こども園は、学校かつ児童福祉施設として位置づけられており、国が定めた<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育と保育を行います。</u> 同要領では、教育時間から午後の保育まで連続性のある一貫したカリキュラムによる教育と保育を行います。 現在、幼稚園に通う園児の約6割が預かり保育を利用している状況です。一貫したカリキュラムのもと、子どもたちが園で過ごせる環境は必要であり、そのためにも認定こども園への移行が必要であると考えます。
5	お弁当会はあるか。現在のケータリングは量が足りない子もいる。給食はケータリングとの説明だったが、給食センターからの利用が良いのでは。	お弁当会は、食育の目的もあるため実施したいと考えていますが、回数については運営法人と調整し決定したいと考えています。(月に1回～数回程度を想定) 仲西幼稚園では、学校給食センターからの給食搬入は予定していません。給食は、運営する法人が国や県の基準(衛生基準、安全基準、栄養基準等)に沿って提供することになります。 運営する法人が、他の施設(調理室のある認可保育所)で調理した給食を、認定こども園へ搬入している他市の例があります。

平成29年7月31日(月)までの認定こども園移行に関する質疑応答

※第1回説明会及び6月20日(火)までの質疑応答は別に掲載しています。

※7月23日(日)に開催した仲西幼稚園保護者説明会の質問内容も含まれます。

	質問	回 答
6	料金は今よりとても高くなるように感じる。少しでも安くないか。	認定こども園、公立幼稚園、保育園の保育料は、利用者の応能負担の原則に基づいて世帯の所得に応じ、国が定めた標準負担額を超えない範囲で市が定めています。<u>公立型であっても公私連携型であっても認定こども園の保育料は同じです。</u> (パブコメ回答No.81抜粋) 保育料は、就学前の子どもに対する教育・保育の充実を実現するため、利用者負担を原則に保育に対する対価として所得に応じて応能負担をして頂くこととなります。急激な負担を緩和するため、現在の保育料の階層を細分化する案や、平成30年度の保育料を据え置く等検討を行っています。 また、2番目以降の子どもについては、世帯の状況に応じて国の制度による多子軽減が適用されます。国としても、幼児教育と保育の段階的無償化に向けた制度拡充を検討していますので制度の見直し等がある場合は、随時お知らせします。
7	1号認定は、第3階層までの場合、給食費を含めると2号認定より高くなるのでは。	現時点の保育料を比較すると、一部の世帯ではご質問のとおり高くなる世帯もあります。保育料は、現在検討しているところですので決まり次第お知らせします。
8	給食費は300円とあるが、小学校は250円で、50円の差は負担が大きい。給食費支援の早めの対策をお願いしたい。	義務教育である小中学校給食では根拠法が異なり、保護者から徴収する給食費は食材費という考え方です。 認定こども園は、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となり、人件費等は特定負担額(上乗せ徴収)として徴収することが可能となっています。 考え方の例として、例えば現在仲西幼稚園で利用しているケータリング(1回300円)を20日利用とすると6,000円になりますが、これを下回る金額になるよう設定したいと考えています。なるべく保護者の負担にならないよう、法人と協議する予定ですので具体的な金額が決まり次第お知らせします。
9	教育時間と保育時間をわかりやすく教えてほしい。	教育時間は、午前8時15分～午後2時を予定しています。それ以外の時間は保育時間でご理解をお願いします。1号認定は8時15分までに登園し、給食の後午後2時頃降園します。保育認定を受ける2号認定の子どもも、午後2時までは教育時間で一緒に過ごしますが、保護者の就労時間により11時間と8時間の利用時間に分かれます。 例) 11時間認定の子……午前7時15分～午後6時15分 8時間認定の子……午前8時～午後4時 開園時間は、午前7時15分～午後6時15分。 延長時間は、午後6時15分～午後7時15分までの1時間延長を想定。
10	工事の期間と範囲について。引継方法や期間について。	給食の受け室の工事については、9月補正予算成立後の10月以降になりますので、スケジュールが決まり次第お知らせします。 運営法人との引継ぎ期間については、12月から3月頃を予定しています。子ども達や保護者が不安になることのないよう、十分配慮しながら現在の先生と新しい先生、保護者も交えながら円滑な引継ぎを行うよう市も全面的にサポートします。 運営法人が決まりましたら、市と運営法人との合同説明会を開催したいと考えています。

平成29年7月31日(月)までの認定こども園移行に関する質疑応答

※第1回説明会及び6月20日(火)までの質疑応答は別に掲載しています。

※7月23日(日)に開催した仲西幼稚園保護者説明会の質問内容も含まれます。

	質問	回 答
11	PTAは、来年からどこで活動しますか。	園の空いたスペースを活用していただきたいと思います。また、PTA活動で使用している備品等は引き続き使用していただいても問題ありません。
12	運営する法人の職員へ市が給料を支払うことは出来ないのか。	浦添市職員ではないため、給与を支払うことはできません。
13	法人保育所の経営のチェック。行政として介入できますか。給料が支払われているかどうか。市に訴えてもいいのか。	(パブリックコメント回答No.40抜粋) 運営する法人に対しては、運営費が適切に使われているかを定期的に監査します。その結果、悪質であると判断する場合は、定められた手続きを経て指定の取消しなどの処分を行いますが、そのような処分の対象とならないよう、日頃から行政が指導・助言を行うことが大切です。それにより園児や保護者が安心して園を利用することができると考えています。
14	幼稚園職員はなぜ増やせないのか。	幼稚園運営に係る職員配置については、市全体の職員定数管理の中で考えなければいけません。 公私連携型(民営)認定こども園へ移行することにより、幼稚園職員は他の幼稚園へ集約されますので、職員体制が強化されと考えます。
15	公立型をスタートする前にしっかり先生の意見を聞いてほしい。	幼稚園職員との勉強会や認定こども園移行に向けた作業部会を開催しています。会議では積極的に議論し、意見を出し合いながら本市の幼児教育と保育の推進に向けて共通理解のもと取り組みたいと考えています。
16	幼稚園の保育料と認定こども園保育料を比較すると、確かに高くなる世帯もいるが、幼児教育と保育に必要な料金は行政がしっかり維持すべきでは。	(パブコメ回答No.81一部抜粋) 保育料は、就学前の子どもに対する教育・保育の充実を実現するため、利用者負担を原則に保育に対する対価として所得に応じて応能負担をして頂くこととなります。 幼稚園と保育所の保育料については、数年に一度見直しを行うこととなっていますので安定的かつ質の高い幼児教育と保育が提供できるよう、市としても適正な保育料の設定に努めてまいります。 なお、2番目以降の子どもについては、世帯の状況に応じて多子軽減が適用される場合があります。国としても、幼児教育と保育の段階的無償化に向けた制度拡充を検討していますので、制度見直し等がある場合は随時お知らせします。